

平成29年3月9日

枚方市議会議長
大塚光央様

厚生常任委員会
委員長 藤田幸久

厚生常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成29年3月9日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
請願第4号	国民健康保険料の引き下げと制度の拡充に関する請願	不採択とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 請願要旨の文言が同一である請願第2号と本請願との相違点について
- ・ 国民健康保険広域化後における本市独自の取り組みについて
- ・ 枚方市国民健康保険特別会計赤字解消計画の基本方針に示された取り組みの実施状況及び成果について
- ・ 平成29年度における国民健康保険事業の執行に当たっての考え方及び取り組み内容について
- ・ 本市と府内他市との国民健康保険料の比較について
- ・ 国民健康保険料軽減に向けた歳入面での努力について
- ・ 国民健康保険料軽減に向けた一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰り入れについて
- ・ 本市独自の国民健康保険料減免制度の拡充について
- ・ 近年の国民健康保険料の収納状況について
- ・ 国民健康保険料の納付困難者及び滞納者への対応について
- ・ 特定健康診査の受診率及びその目標値について
- ・ 特定健康診査とがん検診の同時受診の取り組みについて
- ・ 特定健康診査と人間ドックとの相違点について
- ・ 特定健康診査、がん検診及び人間ドックの受診費用について
- ・ 人間ドック受診費用に対する助成拡充について

2. 討論要旨

[木村亮太委員]

本委員会における請願第4号 国民健康保険料の引き下げと制度の拡充に関する請願の採決に当たり、反対の立場から討論いたします。

昨年10月に実施された社会保険制度改正や、若年人口減少の影響により、国保被保険者数は例年になく減少する一方、被保険者の高齢化がさらに進み、加えて高額な抗がん剤の認可などにより、1人当たりの医療費については今後も上昇が続くものと考えられます。

国民健康保険事業は、このように必要額が増え、支え手である被保険者数は減少するため、財政運営は構造的にさらに厳しくなり、国や都道府県に加え、被用者保険からの支援がますます大きくなっている状況ですが、言うまでもなく、加入者同士の支え合いを基礎とした保険制度ですから、自主財源である保険料を中心として、健全な財政運営を目指さなければなりません。保険料率の算定は、人口や医療費の

動向、賦課限度額の設定及び被保険者の所得状況等に鑑み、合理的に算定されるべきものです。

平成29年度の枚方市国民健康保険料は、保険料軽減制度の拡充や高額療養費制度の改正など国の制度改正を反映し、また、年度当初の一般会計からの独自繰り入れを行わず、設定されました。

枚方市国民健康保険の状況は、被保険者数が前年度比で5,000人以上の減少、被保険者の45%以上が65歳以上の高齢者であり、所得150万円以下が7割以上、また、1人当たりの医療費は4.4%の上昇が見込まれています。また、国が納付額を示す後期高齢者支援金分は減少しましたが、介護納付金分は増加しています。これらを反映し、平成29年度の枚方市国民健康保険料は、今年度と比べて上昇することとなっています。

なお、国民健康保険制度は平成30年度から財政運営が広域化される予定ですので、市が現行の基準で行う保険料決定は、今回が最後となります。しかし、今後も国保が国民皆保険制度の中核を担う存在として将来にわたって持続可能であるためには、社会保障制度全般の制度構築については国の責任において行われなければなりません。保険者である市町村もまた、依存財源である一般会計からの繰り入れに頼らず、赤字を出さない財務構造を確立するなど、財政基盤を強化する努力が必要であることは言うまでもありません。その結果として、被保険者に一定の負担が発生するものと考えられますが、市国民健康保険は、市民と被保険者の納得を得られるよう、収納率の向上と医療費の適正化にさらに取り組み、財政健全化と公平性の確保に努めていただきたいと思います。

国民健康保険料については、質疑の中で、枚方市は大阪府下で1人当たりの調定額が平均を下回っているという話もありました。また、保険料減免制度の拡充については、公平性の観点からも、また、現在の厳しい国保財政からも、適切ではないと考えます。

次に、人間ドック等の健診補助額の引き上げについては、現在、枚方市では、協定を結んだ市内の病院において、特定健診とがん検診の同時受診が低額で受けられるセットけんしんを実施しています。一方、セットけんしんや無料の特定健診を受けずに人間ドックを自費で受ける方もおられますが、数万円の費用を支払える余裕のある方への補助額を大幅に引き上げるとするのは、現在の国保の財政状況から、優先すべき課題であるとは思えません。

ただし、市民の健康増進、健康寿命延伸のために、特定健診やがん検診の受診率向上のための施策を引き続き推進していただきたいと思います。

以上のことから、請願第4号 国民健康保険料の引き下げと制度の拡充に関する請願については採択すべきではないということを申し上げ、討論いたします。

[堤 幸子委員]

国民健康保険料の引き下げと制度の拡充に関する請願に、日本共産党議員団を代表し、賛成の立場で討論させていただきます。

枚方市は、国保会計の赤字解消計画に基づき、保険料の適切な賦課や医療費の適正化、収納対策の強化などに取り組み、平成29年度末までに累積赤字の解消を図る一方で、保険料軽減についての当初繰り入れは、平成28年度に引き続き、平成29年度も行われていません。

例えば、今回の資料に示したケースで、収入400万円の40代夫婦で高校生と中学生のお子さんがある場合、平成29年度の保険料は2万8,600円引き上がり、50万3,900円となっています。収入から国保料を引くと349万6,100円となり、このケースの生活保護基準が年間332万1,000円ですので、ほぼ生活保護基準となります。そこから、税金や家賃などが引かれるわけですから、生活保護基準よりも低い生活水準が求められるわけです。こういう状況であっても保険料引き下げのための繰り入れを行わないということは、間違っています。

新行政改革実施プランで、特別会計への繰出金の抑制が示されました。国保の財政難を招いた原因は国庫負担金の引き下げにあります。効果的、効率的な市政運営を行うとして繰出金を抑制する枚方市の姿勢も市民の負担を増やしていると言えます。赤字は加入者の責任ではありません。国民健康保険は、社会保障及び国民保健の向上を目的とし、国民に医療を保障する制度です。その制度が市民の負担を増加させ、命を脅かすことはあってはなりません。利用者の願いや生活の大変さを受けとめ、保険料軽減のための繰り入れを行い、高過ぎて払えない保険料の引き下げを行うべきです。

保険料を払うと生活保護水準を下回る世帯もあり、滞納徴収を厳しくすることは、市民の暮らしを破壊することにつながります。特定健診の受診率を上げる努力をすることと、人間ドックの助成引き上げなど医療費を抑制する努力を行い、国保財政の安定化に努めることはもちろんですが、何より保険料の減免制度を拡充し、市民が払える保険料にするべきと申し上げ、本請願に賛成の討論といたします。